

# 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)

## 意見募集および説明会開催

区では現在、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、令和3年～5年度を期間とする「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に取り組みんでいます。この計画は、障害のある方の地域生活を支援するため、障害福祉サービス等の提供体制の確保を目的に、サービスごとの必要量の見込みなどについて定めるものです。

### ご意見の募集

計画素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、障害者施策課(区役所隣防災センター2階17番)、保健所および各保健相談所、各出張所、各図書館で閲覧できます。

### 「募集期間」

12月1日(火)～22日(火)必着

### 「提出方法」

このたび、同計画(素案)について区民の皆さんからの意見を募集するとともに、説明会を開催します。

# 給与支払報告書の提出はeLTAX(エルタックス)で提出締め切りは2月1日(月)

令和3年1月1日現在に給与の支払い者であり、給与所得に応じた源泉徴収をする義務のある事業者等は、令和3年2月1日(月)までに給与支払報告書を提出する必要があります。

給与支払報告書は書面による提出のほかインターネットによる電子申告(eLTAX)や光ディスク等による提出ができます。

なお、令和3年1月1日以降は、基準年(前々年)に給与または公的年金等の源泉徴収票を100枚以上提出した場合、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

実施課施策推進係へ郵送、ファクス、メールまたは窓口で。区ホームページからも提出できます(電話での受付は行いません)。

「申」当日直接会場へ  
「問」障害者施策課施策推進係  
☎(3647)4749  
☎(3647)0329  
✉shisaku-k@city.koto.lg.jp

### 区民説明会を開催

計画素案の説明会を開催します。※各回とも同じ内容、手話通訳・要約筆記あり

	日時	場所
第1回	12/9(水) 14:00～15:30	豊洲文化センター7階レクホール(豊洲2-2-18)
第2回	12/11(金) 19:00～20:30	江東区文化センター5階第6～8会議室(東陽4-11-3)
第3回	12/15(火) 14:00～15:30	砂町区民館3階タウンホール(北砂4-7-3)
第4回	12/17(木) 14:00～15:30	総合区民センター7階第4・5会議室(大島4-5-1)

# 特別区民税・都民税の税額の試算が可能に

## ご利用は区ホームページから

収入や控除等の内容を入力することで、令和2年度分の特別区民税・都民税の試算ができるようになりました。また、入力内容を反映した特別区民税・都民税申告書を作成することもできます。なお、令和3年度分の試算は、令和3年1月中旬に可能となる予定です。税額シミュレーションシステムは、江東区のホームページに掲載したリンク



税額のはら  
▲税額  
▲試算  
こ

# 江東区のおるごと納税

## さまざまな事業へ活用

## 募集中

区では、「こうとう伝統と未来の応援寄附金」として、区内・区外を問わず皆さんからご寄附をいただいています。昨年度は1千2百万円を超えるふるさと納税の寄附をいただきました。皆さんからの寄附は、「新型コロナウイルス感染症対策」や「無料学習支援教室」等、ご指定の目的に沿った事業に活用させていただきます。今後とも、区の施策へご賛同いただける皆さんからの応援をお待ちしています。手続きの詳細は区ホームページ

# ひとり親世帯臨時特別給付金の申請は2月25日(木)まで

## 児童扶養手当の受給者等が対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯の生活を支援する取り組みとして、児童扶養手当を受給している方等に対し、臨時特別給付金を8月上旬から順次支給しています。支給対象者に該当する方でもまだ申請されていない方は、申請をお願いします。

### 臨時特別給付金(基本給付)

「支給対象者」児童扶養手当の受給資格に該当する方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方

### 臨時特別給付金(追加給付)

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方※改めての申請は不要です  
②公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止さ

を「給付額」1世帯につき50,000円※1回限り

### 給付金の申請方法・受付期限等

「申請方法」申請書を区ホームページ、窓口、または郵送により入手していただき、その他必要書類とともに〒135-8383区役所こども家庭支援課給付係へ郵送または窓口

「申請受付期限」2月25日(木)まで

「支給時期」基本給付の①に該当する方は支給済。基本給付の②または③、および追加給付に該当する方は、

「課税課」☎(3647)8001・2・8004  
☎(3647)8001・2・8004  
FAX(3647)4822

「寄附金の使途に関するお問い合わせ」☎(3647)1760  
FAX(3647)9345

「課税課」☎(3647)8001・2・8004  
☎(3647)8001・2・8004  
FAX(3647)4822

「課税課」☎(3647)8001・2・8004  
☎(3647)8001・2・8004  
FAX(3647)4822

表2 児童扶養手当受給資格

18歳に達する日以後の最初の3月31日(中度以上の障害を有する児童は20歳未満)までの児童を養育している父、母または養育者で児童がア)～キ)のいずれかに該当する場合 ア)父母が離婚した児童 イ)母が未婚で出生した児童 ウ)父または母が死亡・生死不明の児童 エ)父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 オ)父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 カ)父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 キ)父または母が重度の障害がある児童
--

表1 児童扶養手当支給制限限度額(収入基準額)表

扶養親族等の数	本人基準額	配偶者・扶養義務者基準額
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円

「申請方法」申請書記載の口座に振り込み

「給付金を装った詐欺に注意を」ご自宅に江東区から問い合わせを行うことがあります。ATM(現金自動預払機)の操作や手数料などの振り込みをお願

「申請受付期限」2月25日(木)まで

「支給時期」基本給付の①に該当する方は支給済。基本給付の②または③、および追加給付に該当する方は、

「課税課」☎(3647)8001・2・8004  
☎(3647)8001・2・8004  
FAX(3647)4822

「課税課」☎(3647)8001・2・8004  
☎(3647)8001・2・8004  
FAX(3647)4822

「課税課」☎(3647)8001・2・8004  
☎(3647)8001・2・8004  
FAX(3647)4822

こうとう区報でご案内しているイベント等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または変更される場合があります。イベント等へ参加される際は、マスクの着用、検温等にご協力ください。また、体調の優れない方は参加をお控えください。詳細はホームページをご確認いただくか主催者へ直接お問い合わせください。